

判決年月日	平成 1 8 年 6 月 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 7 年(行ケ) 第 1 0 7 2 9 号		
○ 特許発明に進歩性がないとの判断に誤りがあるとして無効審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法 1 2 3 条 1 項 2 号 , 2 9 条 2 項

本件は、発明の名称を「キー変換式ピンタンブラー錠」とする本件発明の特許権者である原告が、特許庁から、特許無効審判事件において原告の特許を無効とするとの無効審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

審決の理由の要旨は、本件発明は、引用発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許法 2 9 条 2 項により特許を受けることができないとしたものである。

本判決は、(1) 「本件発明は、ドライブピンのうちの少なくとも 1 本のドライブピンが、ピン本体上に小径部を介してピン先端部を一体的に形成され、変換用のキーによる回転体の回転時に、ドライブピンの小径部が折れてピン先端部とピン本体部とを分離可能とする程度に当該小径部を細く短く形成するという構成(本件審決認定の相違点の構成)を採ることにより、組立て時には、ドライブピン本体とピン先端部を一体として取り扱えるようにして、小さな金属球を所定の細い孔に手で挿入するような煩雑で難しい組立作業を不要とするとともに、部品点数を削減し、組立て後には、ピンタンブラー錠として使用することを可能とし、変換用のキー(上記の別の変換用のキー)による回転体の回転時に、ドライブピンの小径部が折れてピン先端部とピン本体部を分離しキー変換を可能とする効果を奏することを特徴とするものと認められる。」、(2) 「本件審決がいうように「製品の製造時に、複数の部品の組み付けを容易にし、部品点数の低減を図るために、二以上の部品を一体に成形することは、広範な技術分野においてきわめて普通に行われ」、「ピン本体部及びピン先端部は、いずれもピン孔の内部において移動可能に挿入されるものであって、その材料、及び外径等の寸法等が共通する」としても、このことから直ちに、ボールとドライブピンという特定の部材に着目して、これらを小径部を介して一体化してドライブピンのピン本体部とピン先端部(ボールに相当する部分)とし、かつ、変換用のキーによる回転体の回転時に小径部が折れてピン先端部とピン本体部を分離し、キー変換を可能とする構成とすることが、当業者にとって当然考慮すべき設計的事項であるとするとはできず、他にこれを設計的事項にすぎないと認めるに足る証拠はない。」と判示し、当業者であれば引用発明において相違点に係る本件発明の構成とすることは容易になし得ることであるとして、本件発明の進歩性を否定した審決の判断に誤りがあることを理由に、原告の請求を認容した。